

各位

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

記

上記内部統制の不備は、当事業年度末以降に発見されたため、当事業年度末日までに是正できませんでした。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社としましては、財務報告に係る内部統制の重要性を十分に認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、以下のとおり再発防止策を速やかに策定、実行することで財務報告の信頼性を確保してまいります。

- (1) 会計リテラシーの向上
- (2) 引渡確認書の大幅な回収遅延を生じさせない人員体制の構築
- (3) 売上計上ルール of 客観化および厳格化
- (4) エネルギー事業の事業特性に応じた販売プロセスの構築およびモニタリング
 - ① 適切な収益認識基準に沿った販売プロセスの構築
 - ② 遅延計上がないことを検証するプロセスの確立
 - ③ 当社の経理・財務部による監視監督機能の強化
 - ④ 当社の内部監査室による監視監督機能の強化
- (5) 経営者の啓蒙および経営トップからの定期的なメッセージ発信

4. 連結財務諸表及び財務諸表に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、すべて連結財務諸表及び財務諸表に反映しております。

5. 連結財務諸表及び財務諸表監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以上